

平成 27 年 4 月 14 日  
弘前環境管理事務所

## 本県の廃棄物関係事務の変更等について

### 1. 廃棄物処理法及び自動車リサイクル法に基づく許可申請等窓口の変更

県外に主たる事務所がある事業者の許可申請窓口については、これまで青森環境管理事務所が窓口となっていましたが、今月から、廃棄物処理施設の所在地を管轄する環境管理事務所へ窓口が変更となりました。

(変更理由：事業者の利便性確保等のため)

### 2. 青森県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法やポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の改定に伴い、本県の処理計画が変更になりました。

#### 【主な変更点は処理期限の延長】

高圧トランス等	(変更前) 平成 28 年 7 月	→	(変更後) 平成 35 年 3 月
安定器等	(変更前) 平成 28 年 7 月	→	(変更後) 平成 36 年 3 月
低濃度 PCB 廃棄物			平成 39 年 3 月

### 3. 産業廃棄物処理施設に係る許可の際の生活環境影響調査書の取扱い

設置許可を受けた破碎施設について破碎機を入れ替える場合、設置者は変更許可を受けなければなりません。当該変更許可の申請に当たっては、申請書に記載した廃棄物処理法第 15 条第 2 項第 2 号から第 7 号までに掲げる事項が、過去になされた同法第 15 条第 1 項の許可に係る当該事項と同一である場合は、生活環境影響調査書の添付は不要となります。

### 4. 排出事業者が自己搬入する場合

排出事業者が処分場に自己搬入する場合であっても、処分業者は事前に排出事業者と産業廃棄物処理委託契約を締結し、マニフェストとともに産業廃棄物の引渡しを受けるよう、処分場をお持ちの事業者の方は改めて従業員への周知をお願いします。